平成２３年（フ）第２０２号
愛知県犬山市大字羽黒字南郷88番地５
破産者　笠原　　弘
１　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
２　一般調査期日　平成23年10月28日午後１時30分
平成23年８月５日
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２３年（フ）第５３１号
京都市伏見区向島津田町171番地　ドルミ高矢302号
破産者　未来ちろりん薬局こと　中井　一博
１　破産債権の届出期間　平成23年９月９日まで
２　一般調査期日　平成23年10月19日午前11時30分
平成23年８月５日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成１９年（フ）第４３８号
北海道二海郡八雲町末広町29番地
破産者　株式会社松原組
１　期日　平成23年９月27日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年８月８日　　函館地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２３年（フ）第４４号
山口県下松市大字西豊井30―13、住民票上の住所山口県周南市河東町４番27―1002号
破産者　末冨　敦子
異議申述期間　平成23年９月16日まで
平成23年８月８日　山口地方裁判所周南支部
平成２２年（フ）第８３４号
熊本県合志市幾久富1647番地の144
破産者　有限会社吉永研磨工業
異議申述期間　平成23年10月３日まで
平成23年８月８日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２２年（フ）第８３６号
熊本県菊池郡菊陽町新山３丁目４番40―103号　アーバニティーハイツ、開始決定時の住所熊本県合志市幾久富1647番地144
破産者　吉永　和吉
異議申述期間　平成23年10月３日まで
平成23年８月８日
熊本地方裁判所民事第１部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。
平成２２年（フ）第１２８号
鹿児島県姶良市加治木町木田2240番地23
破産者　今西ひとみ
破産手続開始決定日　平成23年３月10日
平成23年８月３日
鹿児島地方裁判所加治木支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２７号
東京都青梅市今寺５丁目14番地１
清算株式会社　エイチエヌ株式会社
代表清算人　浅川　幸也
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２３年（ヒ）第６号
東京都調布市調布ケ丘３丁目６番地３
清算株式会社　シダ酒販株式会社
代表清算人　山崎　榮三
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

更生手続終結

平成１９年（ミ）第５号
茨城県神栖市砂山2668番地10、開始決定時の本店所在地川崎市川崎区貝塚１丁目13番１号
更生会社　オール・ウェイスト・リサイクル株式会社
管財人　上田　裕康
同　　戸内　　司
１　決定年月日　平成23年８月５日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2100番地15
再生債務者　有限会社ながい
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　宮崎市旭１丁目７番12号　エスポワール宮崎県庁通り205号　小城和男法律事務所　弁護士　小城　和男
平成23年８月４日　　宮崎地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１３号
名古屋市守山区大字下志段味字池田810番地
再生債務者　株式会社アサヒグラフィックス
１　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月５日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年９月27日から平成23年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（再）第１５号
大阪市生野区巽南２丁目３番18号
再生債務者　ダイユー食品株式会社
１　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年11月２日から平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（再）第１６号
大阪市西区京町堀１丁目６番４号
再生債務者　アドクリエイション株式会社
１　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年10月19日から平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（再）第１号
岡山市南区西市522番地の１
再生債務者　オゴー開発株式会社
代表者代表取締役　湯浅　吉光
１　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月９日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年10月17日から平成23年11月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部
平成２３年（再）第１号
愛媛県松山市三津ふ頭１番地２
再生債務者　株式会社中辰
１　決定年月日時　平成23年８月４日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年10月18日から平成23年11月１日まで
松山地方裁判所民事部
平成２３年（再）第８号
福岡市南区市崎２丁目14番７号
再生債務者　上杉　昌也
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年10月28日から平成23年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部
平成２３年（再）第９号
福岡市南区市崎２丁目14番７号
再生債務者　和佐野リヱ
１　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年10月28日から平成23年11月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部